

船舶事故調査報告書

平成30年2月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年7月27日 09時47分ごろ
発生場所	広島県呉市鍋島西方沖 伝太郎鼻灯台から真方位173° 1.4海里付近 （概位 北緯34°05.1′ 東経132°27.1′）
事故の概要	漁船一魚丸は、北北西進中、また、ゴムボート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。 ゴムボート（船名なし）は、操縦者が負傷し、右舷側船体上面の擦過傷等を生じ、また、一魚丸は、船底部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成29年10月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 一魚丸、3.3トン HS3-39196（漁船登録番号）、個人所有 9.45m(Lr)×2.71m×0.91m、FRP ディーゼル機関、180.2kW、平成5年2月 第294-17420号（船舶検査済票の番号） B ゴムボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約2.08m×約1.20m×約0.32m、ゴム ガソリン機関（船外機）、0.75kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 71歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年3月4日 免許証交付日 平成29年9月14日 （平成34年11月8日まで有効） B 操縦者B 男性 82歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A 船底部外板に擦過傷 B 右舷側船体上面に擦過傷、船外機プロペラ軸に曲損

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、平成29年7月27日06時20分ごろ呉市吉浦漁港を出港し、漁場で操業を始めたものの釣果が思わしくなかったため、いくつかの漁場を移動したのち、呉市横島北東方沖の漁場に向かった。</p> <p>A船は、09時40分ごろ横島北東方沖の漁場での操業を終え、呉市倉橋島西岸にある大向鼻^{おおこうの}西方沖の漁場に向かうこととし、船長Aが操舵室内の椅子に腰を掛け、約18ノットの対地速力で、手動操舵により倉橋島南方沖を西北西進していた。</p> <p>A船は、船長Aが、倉橋島南西岸沖の転針場所付近で右舷前方を見たところ、大向鼻北方にある伝太郎鼻付近の小型船1隻以外に他船を認めなかったため、航行の支障となる他船がないものと思い、右転して北北西進を始めた。</p> <p>A船は、鍋島西方沖を経て大向鼻西方沖の漁場での操業を行ったのち、広島県江田島市能美島^{のうみ}南方沖の漁場に移動し、引き続き操業を行っていたところ、10時30分ごろ海上保安庁からの問合せを受け、本事故の発生を知った。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り、釣りの目的で、05時30分ごろ倉橋島南西岸の砂浜を出発し、鍋島西方沖に至って船外機を停止し、船首を南東方に向けて漂泊を開始した。</p> <p>操縦者Bは、船体中央部に置いたクーラーボックスに船尾方を向いて腰を掛けて釣りを行ったのち、09時45分ごろ帰宅しようと思い、周囲を見回したところ、周囲に他船を認めなかったため、顔を下に向けて釣り道具の片付けを始めた。</p> <p>B船は、操縦者Bが、背後から他船のエンジン音が聞こえたので振り返ったところ、至近にA船の船首を認めたが、何もできず、09時47分ごろ、その右舷船首部にA船の船首部が衝突した。</p> <p>操縦者Bは、A船が航行を続けてB船から離れていくのを認め、海上保安庁に本事故の発生を通報し、自力で倉橋島南西岸の砂浜に戻った。</p> <p>操縦者Bは、救急車で病院に搬送され、頭部の打撲及び割創並びに左腰部の打撲及び擦過傷と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、本事故発生場所付近の航行経験が多数あり、ミニボート等が漂泊して釣りを行っていることが多い海域であることを知っていた。</p> <p>船長Aは、衝突時の音や衝撃を感じておらず、本事故後、A船の船底部に付着していたプラスチック片とB船のクーラーボックスの素材が一致した旨の指摘を受け、B船と衝突したことを認めた。</p>

	<p>B船は、操縦者Bが着用していた救命胴衣の笛以外に有効な音響信号を発する物がなかった。</p> <p>操縦者Bは、本事故発生場所付近で漂泊して釣りを行った経験が多数あり、旗などの標識を表示していなかったが、船舶が航行する場所では船体に目印となる旗などを表示しておく必要があると本事故後に思った。</p> <p>操縦者Bは、膨張式救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、鍋島西方沖を北北西進中、船長Aが、右舷前方に認めた小型船1隻以外に他船を見掛けなかったため、付近に航行の支障となる他船がないものと思い、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊しているB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鍋島西方沖で漂泊中、操縦者Bが、顔を下に向けて釣り道具の片付けに注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近して来るA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、鍋島西方沖において、A船が北北西進中、B船が漂泊中、船長Aが前路の見張りを適切に行っておらず、また、操縦者Bが周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、周囲の状況を憶断せず、常時適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中においても、顔を下に向けて釣り道具の片付けに注意を向けることなく、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ゴムボート等は、他船から見えにくく、レーダーにも映りにくいので、3m以上の高さのポールや釣り竿<small>（まき）</small>を利用し、目印となる旗やレーダー反射板を操船の邪魔にならない場所に掲げるなどして他船からの視認性を高める工夫をすることが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

